

医療法人 徳洲会 札幌東徳洲会病院 院外臨床倫理支援活動について

(札幌市医師会東区支部共同支援活動)

1 受託内容

(1) 臨床倫理相談

取り扱う問題の具体例として、次のようなものが挙げられます。

- 本人・家族等が有効と考えられる医療・ケアを拒否している。
- 本人・家族等が医療・ケアに納得をしていない。
- 本人・家族等のあいだで医療・ケアの方針への意見が分かれている。
- 意思決定できない本人の医療・ケアの方針を決めなければならない。

ここに挙げたもの以外にもさまざまな形で倫理的問題は生じますので、個別症例相談に限らず「これは倫理的問題なのだろうか」と悩んだ場合には、気兼ねなくご相談下さい。

(2) 組織内臨床倫理体制整備相談

組織の臨床倫理体制構築支援も行います。この場合は、札幌東徳洲会病院と当該組織間で締結される契約内容に基づき、臨床倫理コンサルテーションチームが活動します。

2 利用者

札幌市医師会東区支部・各区在宅ケア連絡会・医療介護ネットワーク協議会に所属する者、および施設に限ります。

3 個人情報

コンサルテーションを実施するにあたり、依頼書には個人を特定できる情報を記載しない等、個人情報の取り扱いには特段の配慮をお願いいたします。個人情報が相談に必要な場合は、ご相談下さい。

個人を特定できる個人情報を扱わないため、依頼の際に本人から同意を取る必要はありませんが、依頼の前に同意をもらっておきたいという方は、以下の同意書をご利用ください（雛形ですので施設の様式を使用させていただいて構いません）。（東徳洲会病院へ送付しないようお願いいたします。）

【同意書 ([Microsoft Word](#)/[PDF](#))】

4 費用

(1) 臨床倫理相談

原則として費用をいただくことはありません。ただし、相談内容により費用が発生する場合があります（個別に検討予定です）。

(2) 組織内臨床倫理体制整備相談

費用が発生する可能性があります。（個別に検討予定です。）

5 方法

1) 依頼方法

【院外臨床倫理支援活動 依頼書 ([Microsoft Word](#)/[PDF](#))】

所定の依頼書に必要事項を記入した上で、以下の連絡先へお送りください。

専用送付先メールアドレス：m_chiba*higashi-tokushukai.or.jp

※「*」を@マークに置き換えて下さい。

送付の際には、「個人情報の取り扱い」「ファイルにパスワードをかける」点についてご注意ください。

臨床倫理相談は、メールを基本として、内容に応じて ZOOM 面談、対面型面談で行います。依頼時に希望の方法を記入して下さい。依頼書をもとに臨床倫理コンサルテーションチームで話し合い、足りない情報などを確認した上で、依頼者に追加情報の提出をお願いします。なお、緊急の対応が必要な問題を扱うことはできません。

2) メールの場合

依頼をいただいてから原則として 2 週間以内に臨床倫理コンサルテーションチームの回答を電子ファイルで返信いたします。

3) ZOOM 場合

お互いの予定を勘案してコンサルテーションの日時を決定します。コンサルテーションの基本単位を 1 時間としますが、繰り返しも可能です（要相談）。

4) 対面の場合

札幌市医師会館会議室で個別相談を受けることも可能です。コンサルテーションの基本単位を 1 時間としますが、延長も可能です（要相談）。

6 免責事項

1) 倫理コンサルテーションチームの役割は、依頼者および関係者の方々の臨床倫理問題の解決に向けて支援を行うことにあります。コンサルテーション、あるいはその回答は、助言であって、答え（決定・指示等）ではありません。助言を参考に、依頼者および関連の方々に協議してより良い方向性を見出していただくことを基本としています。

2) 回答は、東徳洲会病院の日本臨床倫理学会上級臨床倫理認定士有資格者等を中心とした臨床倫理コンサルテーションチームが行いますが、これは札幌東徳洲会病院の意見を代表するものではありません。臨床倫理コンサルテーションチーム・札幌東徳洲会病院は、依頼者および関係者の方々の意思決定およびそこから生じるいかなる結果に関しても責任を負いません。

3) 回答の外部への公開は控えてください。また、いただいた依頼内容、回答結果を外部に公開することはありません。

4) 相談内容、あるいは相談件数により対応できかねる場合があります。

5) この院外臨床倫理支援活動は、適宜変更や見直しがあります。

以上